



通牒

監陸第五〇九號

昭和十六年三月二十一日

鐵道省監督局長

内務省土木局長

内務省警保局長

各地方長官殿(警視總監ヲ含ム)

自動車交通事業法中改正法律施行ニ關スル件

依命通牒

今般自動車交通事業法中改正法律實施セラレ同法施行ニ  
關シ客月一日鐵道省訓令第一號發セラレ候處尙左記事項留

意相成度

追テ本法改正法律實施前ニ於ケル同法施行ニ關スル通牒  
中昭和八年十月三日監雜第六九八號(施行ニ關スル件)昭  
和八年十一月二十二日監雜第八二八號ノ一(登録ニ關スル  
件)昭和九年四月十二日監陸第二二三〇號(業態整理ノ  
件)昭和十年十月八日監陸第一〇八六六號(大型事業取扱  
方ノ件)ハ自然消滅ノ儀ト了知相成度

記

一、旅客自動車運輸事業ニ關スル件

(一)路線變更ニ關シテハ從來事業計畫ノ變更トシテ處理

シタルモ今後新設セラルル路線ニ付テハ凡テ事業經營

ノ免許ヲ要スルコトトナリタルヲ以テ路線變更ノ取扱  
ニ付テハ新設セラルル路線ノ事業經營ノ免許後運輸開

始認可ニ當リ一部事業ノ廢止許可ヲ同時處分スルコト  
尙本法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル省令

第二條第一號ハ國道、指定府縣道以外ノ道路又ハ一般  
通行ノ用ニ供スル通路ノ新設改築アリタル場合ニ於テ

舊道部分ニ依ル事業ノ一部廢止ニ代ル新道部分ニ依ル  
事業經營ノ免許ノ場合ニ限り委任スルモノナルヲ以テ

右以外ノ場合ニ於ケル路線變更ニ付テハ當該事業經營  
ノ免許申請書ヲ鐵道省ニ提出スルト同時ニ其ノ副本ヲ  
内務省ニ提出スベキモノナルコト

(一)事業計畫中車輛ノ車體ノ變更ニ關シテハ旅客自動車  
運輸事業設備規程ニ適合セザル場合ヲ除キ本法施行規  
則第九條ニ依リ届出ヲ以テ足ルコトトナリタルガ車輛  
幅ニ變更ヲ來シ昭和十一年一月十四日内務省發士第二  
號土木局長、警保局長依命通牒ニ依ル道路規格ニ適合  
セザルニ至ル場合ハ之ヲ含マザルモノヲ以テ取扱上留  
意スルコト

(三)旅客自動車運輸事業設備規程第三條ノ規定ニ依ル車

輢ノ稱呼記號中數字ハ旅客定員ヲ表シ居ルモ車室内ニ  
荷物積載設備ヲ設クル場合ハ旅客定員ヲ示サザルコト  
アルヲ以テ取扱上留意スルコト

(四)直通運轉ニ關スル事業計畫變更ニ付テハ已ムヲ得ザ  
ル特別ノ事情アル場合ニ限り便宜之ヲ認ムル方針ナル  
ヲ以テ篤ト留意スルコト

(五)事業ノ管理ヲ委託シタル場合ハ委託者ノ名義ヲ用ヒ  
且委託者ノ損益計算ニ於テ當該事業ヲ管理スルモノト  
解釋スルコト

(六)會社解散ノ認可申請ニ當リテハ事業ノ廢止申請ヲ同  
時ニ爲サシムル如ク取扱フコト

一、旅客自動車運送事業及特定旅客自動車運送事業ニ關ス  
ル件

(一)旅客自動車運送事業ニ於テ事業種別ノ變更ハ事業計  
畫ノ變更トナルモ已ムヲ得ザル場合ノ外事業種別ノ變  
更ハ之ヲ認メザル方針トスルコト

(二)旅客自動車運送事業經營ノ新規免許ハ原則トシテ之

ヲ爲サザルコトトシ事業ノ統制方針ニ反セズ且交通需給ノ關係ヨリ公益上眞ニ必要已ムヲ得ザル場合ニ限り  
證議ヲ爲スコト

(三)特定旅客自動車運送業ニ關シテハ無償ノ場合ニ於テモ許可ヲ要スルコトトナリタルガ有償無償ヲ問ヘズ之ガ申請ニ對シテハ其ノ必要ノ有無及他ノ旅客自動車運輸事業又ハ旅客自動車運送事業ニ及ボス影響ノ有無等ヲ嚴重審査ノ上慎重ニ取扱フコト

(四)從前ノ規定ニ依リ免許ヲ要セズシテ經營シタル自己ノ專用ニ供スルモノニシテ特定ノ學校、工場等ガ無償ニテ其ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノ(所謂無償特定事業)ハ特定旅客自動車運送業規則ニ依リ許可ヲ要スルコトトナリタルヲ以テ同規則附則ニ基キ關係者ヲシテ必要ナル手續ヲトラシムルコト

(五)右ノ外本事業ノ取扱方ニ關シテハ地方的交通事情ニ依リ已ムヲ得ザル場合ノ外道府縣間ノ取扱方ヲ異ニスルガ如キコトヲ避クルタメ事業ノ免許、許可、認可等

ノ方針並ニ取扱方ニ關シ重要ナル事項ヲ定メ又ハ指示セントスルトキハ豫メ當省ニ打合又ハ報告スルコト

### 三、貨物自動車運送事業ニ關スル件

(一)事業ノ新規免許ハ原則トシテ之ヲ爲サザルコトトシ事業ノ統制方針ニ反セズ且運送需給ノ關係ヨリ公益上眞ニ必要已ムヲ得ザル場合ニ限り證議ヲ爲スコト

(二)法人格ヲ有セザル組合ハ事業ノ主體タラシメザル方針ヲ採ルコト

(三)區間貨物自動車運送事業ト其ノ本據地ヲ含ム府縣ノ區域ヲ主タル事業區域トスル區域貨物自動車運送事業トハ一免許事業トシテ取扱フコト

(三)區間貨物自動車運輸事業者ガ其ノ營業所ニ於テ運送品ノ集貨配達ノミニ使用スル車輛ハ之ヲ其ノ區間貨物運送事業ニ屬スルモノトシテ處理スルコト

(六)本法施行規則第五十條第二項ノ規定ニ依リ區間貨物

自動車運送事業經營免許ノ申請書類ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スル場合ニ於テハ車輛連行經路中主トシテ使用スル道路ニ付昭和十一年一月二十二日内務省發第一四號土木局長通牒ノ様式ニ依ル道路現況調書（道路ヲ示ス略圖ヲ含ム）ヲ添附スルコト

（七）本法第十六條ノ二ノ「一般ノ需用ニ應ジ」ハ廣義ニ之ヲ解釋シ或ル期間主トシテ特定ノ荷主ノ物品ヲ運送シ又ハ特殊ノ物品ニ限リ運送スル場合ノ如キモ之ヲ一

般ノ需用ニ應ズルモノトスルコト

一般ノ需用ニ應ゼズシテ自動車ヲ使用シテ物品ヲ運送スル事業ハ原則トシテ之ヲ認メザルコト

（八）區間貨物自動車運送事業ハ當時事業區間ヲ定メ一口

以上ノ物品ヲ同一車輛ニ依リ混載輸送ヲ爲スコトヲ目的トスル事業ト解スペキコト、此ノ場合一口ノ物品トアルル一車未満ノ物品ト解スペキコト

（九）區域貨物自動車運送事業ハ貸切輸送ヲ爲スヲ原則ト

スルコト（例外ハ貨物自動車運送事業運輸設備會計規程第十條但書ノ場合ニ限ルモ停車場、市場、倉庫等ノ所在スル市町村外ニ在ル營業所、荷捌所等ヲ介シテ此等ノ場所ニ搬入又ハ搬出スルモノハ此ノ範圍ヲ逸脱スルモノト解スルコト）

同一市町村内ノミニケル多數荷主ノ物品ノ混載輸送（集貨配達）ハ區域貨物自動車運送事業ニ於テモ行ヒ得ルコト

（十）自動車交通事業法施行規則第四十九條第一項第二號

ノ事業區間又ハ事業區域ノ記載方ハ左記ニ依ルコト

（1）事業區間ノ兩端ノ地及主ナル營業地ハ最小行政區畫（市町村等）ノ名稱ヲ以テ表スコト

（2）區域貨物自動車運送事業ノ主タル事業區域ハ府縣ノ範圍ヲ超エシメザルコト

（十一）事業經營ノ免許ノ際指定スル事業開始ノ期間ハ六

事業計畫變更ノ認可ヲ爲シ車輛ノ最大積載量別輛數ヲ

増加スル場合モ亦右ニ準ジ適當ニ其ノ實施期間ヲ定ム  
ルコト

(十二)車輛ノ代替ハ之ニ依リ最大積載量別輛數ニ變更ヲ  
生ズルモノ又ハ新車ヲ以テスルモノハ事業計畫ノ變更  
トシテ認可ヲ要シ、新車ニ依ラズ單ニ車名又ハ年式ノ  
ミニ變更アルモノハ事業計畫ノ變更トシテ届出ヲ要ス  
ルモノナルモ、被代替車ト同一ノ車名、年式及最大積  
載量ノ車輛ヲ以テスルモノハ認可モ届出モ要セザルコ  
ト

右申請ハ來ル六月末日迄ニ爲サシメ當該申請ニ對スル  
拒否ノ處分ノ日迄ハ當該申請者ガ從來爲シタル程度ニ  
於テ區間貨物自動車運送事業ニ該當スル行爲ヲ爲スモ  
差支ナキコトスルコト

(十三)區間貨物自動車運送事業ノ事業計畫變更認可ヲ爲  
シ又ハ届出アリタルトキハ其ノ要旨ヲ鐵道大臣及關係  
鐵道局長ニ報告スルコト

(十四)貨物自動車運送事業種別ノ變更ハ事業計畫ノ變更  
トナルヲ以テ從來貨切事業ノ免許ヲ受ケ當時事業區間  
ヲ定メ小口貨物ノ混載輸送ヲ爲シ居リタル者ニシテ今  
後尙當該行爲ヲ繼續セントスルモノニ付テハ(1)區域貨  
物自動車運送事業ニ該當スル行爲ヲ爲サザルモノナル  
法

右申請書ニ記載スベキ區間貨物自動車運送事業ノ運賃  
及運輸ニ關スル料金(集配料ハ凡ソ四粧以内ノ普通ノ  
集配ニ對シテハ之ヲ收受セザルモノトス從ツテ特別集  
配料ノミ必要ニ應ジ記載スルコト)ハ當該地方ニ於テ  
標準ト爲スベキ公定ノモノアル場合ハ其レヲ記載セシ  
メ然ラザル場合ハ實施中ノモノヲ記載セシムルコト

(十五)貨物自動車運送事業ノ讓渡ハ事業ノ統制ヲ考慮シ  
原則トシテ既存事業者以外ヘノ讓渡ハ許可セザルコト

但シ個人ノ事業者ヲ會社組織ニ改ムル場合及ニ以上ノ事業者ガ統合シテ新會社ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

(十六)貨物自動車運送事業ノ譲渡ハ事業ノ廢止及免許トシテ之ヲ處理セズ本法施行規則第五十六條所定ノ手續ニ依ルコト

(十七)地方長官ニ於テ自動車交通事業法第十六條ノ八ニ於テ準用セル同法第十四條ノ規定ニ依リ區間貨物自動車運送事業ノ免許ヲ取消シ又ハ事業ヲ停止セシムル場合ハ豫メ鐵道大臣ニ稟伺スルコト

(十八)自動車交通事業法施行規則第六十八條第一項ノ事業者ガ一般ノ區域貨物自動車運送事業ヲ譲受ケタルトキハ其ノ事業全體ガ一般ノ區域貨物自動車運送事業ナルモノト解釋スルコト、一般ノ區域貨物自動車運送事業者ガ同條同項ノ制限アル事業ヲ地方長官ノ認可ヲ受ケ譲受ケタル場合亦同ジキコト

(十九)貨物自動車運送事業運輸設備會計規則第四條、第一項ノ規定ニ依リ一般自動車道ノ供用開始ノ認可申請書ヲ受ケタルトキハ工事ヲ検査シ支障ナシト認メタル場合ニ限り供用開始ヲ認可スルコト

五條、第六條、第七條及第十二條ニ規定セル事項ハ既ニ他ノ法令ニ依リ實施中ノモノヲ除キ來ル六月末日迄ニ適合セシムル様適當ニ指導スルコト

(二十)前記第一號(五)(六)ニ關シテハ貨物自動車運送事業ニ付テモ同様ニ取扱フコト

區間貨物自動車運送事業ノ管理ノ委託及受託ニ關シ自動車交通事業法施行規則第六十二條第四項ノ規定ニ依ル認可ヲ爲シタルトキハ其ノ要旨ヲ鐵道大臣及關係鐵道局長ニ報告スルコト

發會第三二二號

昭和十六年三月二十五日

各地方長官殿

内務次官

セザルヲ以テ留意スルコト

参道ト公道トノ限界等ニ留意スルゴト

二、神社境内カ寺院等ノ境内ニ接續シ境界不分明ノモノニ付テハ速ニ境界査定ヲ爲シ神社境内ノ確立ヲ爲スコト

三、寺院等ノ風致維持並災害防止ノ爲必要ナル土地ニシテ尙一般公共ノ風致維持並災害防止上必要ナルモノナシト

寺院佛堂等ノ國有境内地處分ニ關スル件通牒

從來寺院佛堂等ニ無償ニテ貸付シアル國有地ハ昭和十四年

法律第七十八號ノ規定ニ依リ夫々當該寺院等ニ譲與又ハ賣

拂處分セラル、コトニ相成候處右處分セラルヘキ地域ニハ

四、都市計畫及土木行政上防空々地、綠地、又ハ河川、道路等ノ敷地並其維持上必要ナル土地ニ留意スルコト

五、當省所管トシテ必要ナル地域ニ付テハ夫々管理換ノ手續ヲ執ルコト

六、以上ニ依リ意見アルモノニ付テハ所轄稅務監督局長ニ存置ヲ要スト認ムルモノ有之ニ付關係寺院等ヨリ大藏省ニ前記申請アリタル場合ハ該申請書副本ヲ貴廳ニ提出セシム

ル等ニ依リ當省關係行政ノ運用上遺憾ナキヲ期セラル、様致度尙左記諸點御留意相成度候也

記

一、神社並寺院等ノ參道トシテ共用ゼル地域又ハ寺院等ノ

合